# 福山市教育委員会会議(第14回)議事日程

2022年(令和4年)3月29日 午後2時00分 於:教育委員室

日程第1		教育長の報告について 教育長報告	1
日程第2	議第72号	臨時代理の承認を求めることについて(福山市教育委員会事務局職 員及び福山市立福山高等学校教職員の人事)	2
日程第3	議第73号	福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正について	6
日程第4	議第74号	福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正について	8
日程第5	議第75号	福山市立幼稚園規則の一部改正について	11
日程第6	議第76号	福山市立学校施設使用規則の一部改正について	14
日程第7	議第77号	福山市学校運営協議会規則の制定について	17
日程第8	議第78号	2022年度(令和4年度)福山市教職員研修基本方針について	22

# 教育長報告

17 日	木	閉校式(能登原小)
18 日	金	本会議
19 日	土	閉校式 (千年中)
20 日	日	閉校式 (内海中)
21 日	月	
22 日	火	第1回中央教育審議会教育振興基本計画部会(リモート) 公益財団法人ふくやま芸術文化財団理事会
23 日	水	福山学校元気大賞部門賞表彰(網引小・加茂小・駅家南中)
24 日	木	
25 日	金	閉校式 (新市中央中)
26 日	土	
27 日	日	
28 日	月	
29 日	火	第14回教育委員会会議
	18 日 19 日 20 日 21 日 22 日 23 日 24 日 25 日 26 日 27 日 28 日	18 日 金   19 日 土   20 日 日   21 日 月   22 日 火   23 日 水   24 日 木   25 日 金   26 日 土   27 日 日   28 日 月

### 議第72号

臨時代理の承認を求めることについて(福山市教育委員会事務局職員及び福山市立 福山高等学校教職員の人事)

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則(平成29年教育委員会規則第2号)第3条第1項の規定により、福山市教育委員会事務局職員及び福山市立福山高等学校教職員の人事について別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求める。

福山市教育委員会事務局職員及び福山市立福山高等学校教職員の人事について

福山市教育委員会事務局職員及び福山市立福山高等学校教職員を次のとおり任命する。

# 【事務局職員】

任命年月日 2022年(令和4年)4月1日

新所属	職名	名前	旧所属	
課長の部				
中央図書館長	主事	延近 久恵	学校教育部学校保健課長補佐兼 次長(保健担当)	
	管理主事	・指導主事の部		
学校教育部学びづくり課長補佐 兼次長(授業企画担当)	指導主事	片山 富行	学校教育部学びづくり課長補佐 兼次長(人権教育担当)	
学校教育部学びづくり課次長 (人権教育担当)	指導主事	坂本 康雄	学校教育部学びづくり課	
学校教育部学事課	管理主事	三原 健志	学校教育部学びづくり課	
学校教育部学事課	指導主事	長友 康城	新採用 (福山市立大成館中学校教諭)	
学校教育部学事課	管理主事	山手 寄喜宏	新採用 (福山市立東朋中学校教諭)	
学校教育部学びづくり課	指導主事	柿原 清花	新採用 (福山市立旭丘小学校教諭)	
学校教育部学びづくり課	指導主事	川﨑 雄峰	新採用 (福山市立駅家中学校教諭)	
学校教育部学びづくり課	指導主事	佐々木 美帆	新採用 (福山市立緑丘小学校教諭)	
学校教育部学びづくり課	指導主事	台木 尚幸	新採用 (福山市立精華中学校教諭)	
学校教育部学びづくり課	指導主事	渡邉 弘貴	新採用 (福山市立能登原小学校教諭)	
再任用職員の部				
管理部参与	主事	佐藤 元彦	教育次長	

# ○異動・退職する職員

新所属	職名	名前	旧所属	
	部 長	の部		
保健福祉局福祉部長兼保健福祉	主事	新延 智子	中央図書館長	
局福祉部感染症対策担当部長兼				
福祉事務所長				
	管理主事·	・指導主事の部		
退職	指導主事	坂口 憲治	学校教育部学びづくり課次長	
(福山市立常石ともに学園教			(授業企画担当)	
頭)				
退職	指導主事	沖藤 豊	学校教育部学事課	
(福山市立中央中学校教諭)				
退職	管理主事	村上恭子	学校教育部学事課	
(福山市立春日小学校教頭)				
	指導主事	井上 佳芳	学校教育部学びづくり課	
(府中町立府中南小学校教諭)	11 (1 - 1	), <u> </u>	1 2000111111 0 1 ( ) 21	
退職	指導主事		   学校教育部学びづくり課	
(福山市立伊勢丘小学校教頭)	1日等工事		子仅教育的子びり、分味	
	1.6.34.	**	W Litely -technology (S. N. 1997)	
退職	指導主事	篠原 俊介	学校教育部学びづくり課	
(福山市立広瀬学園小学校教				
諭)				

# 【福山高等学校教職員】

任命年月日 2022年(令和4年)4月1日

新所属	職名	名前	旧所属	
福山高等学校	教諭	塚本 隆也	学校教育部学事課	
福山高等学校	教諭	大崎 法晃	新採用 (広島県立松永高等学校教諭)	
福山高等学校	教諭	高 英治	新採用 (広島県立福山誠之館高等学校 教諭)	
福山高等学校	教諭	橋本梓	新採用 (広島県立福山商業高等学校教 諭)	
福山高等学校	教諭	前野 久美子	新採用 (広島県立御調高等学校教諭)	
福山高等学校	教諭	向井 元治	新採用 (福山中学校教諭)	
再任用職員の部				
福山高等学校	教諭	楠幸浩	福山高等学校兼福山中学校	
福山高等学校	教諭	平木 台二郎	福山高等学校兼福山中学校	
福山高等学校	実習助手	卜部 典子	福山高等学校	

# ○異動・退職する教職員

新所属	職名	名前	旧所属
退職 (広島県立東高等学校教諭)	教諭	大中 訓子	福山高等学校兼福山中学校
退職	教諭	岡﨑 美代子	福山高等学校兼福山中学校
退職	教諭	岡本真	福山高等学校兼福山中学校
退職	教諭	小川 芳登	福山高等学校兼福山中学校
退職 (広島県立福山商業高等学校 教諭)	教諭	金子 大佑	福山高等学校
退職	教 諭 兼 実習助手	卜部 典子	福山高等学校

#### 議第73号

福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

### ○改正の概要

#### (改正理由)

教育行政を取り巻く環境や課題に柔軟に対応しつつ,効率的な執行体制とするため,所要の改正を行う必要がある。

### (改正要旨)

- 1 教育次長は、教育委員会が必要と認めるときに置くことができることとするもの。 (第3条関係)
- 2 その他規定の整理を行うもの。

#### (施行期日)

### 教育委員会規則第 号

福山市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

福山市教育委員会事務局処務規則(昭和41年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行		
(教育次長)	(教育次長)		
第3条 事務局に教育次長を置くことができる。	第3条 事務局に教育次長を <u>置く</u> 。		
2 (略)	2 (略)		
(分掌事務)	(分掌事務)		
第10条 各部、課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 ただし、所管の明らかでない事務があるときは、教育長が定める	第10条 各部、課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 ただし、所管の明らかでない事務があるときは、教育長が定める		
ものとする。	ものとする。		
管理部	管理部		
教育総務課	教育総務課		
(1)~(23) (略)	(1)~(23) (略)		
(24) <u>寄附</u> に関すること。	(24) <u>寄付</u> に関すること。		
(25)~(34) (略)	(25)~(34) (略)		
r <del>(十</del> 月1			

附 則

### 議第74号

福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正については、別紙のとおりとする。

### ○改正の概要

#### (改正理由)

福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正に伴い, 所要の改正を行う必要がある。

### (改正要旨)

- 1 教育次長を置かない場合において、部次長等の専決事項の指定に係る承認を教育長に得ることとするもの。 (第5条の2関係)
- 2 その他規定の整理を行うもの。

#### (施行期日)

### 教育委員会訓令第 号

福山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福山市教育委員会事務決裁規程(昭和41年教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行	
(専決の範囲)	(専決の範囲)	
第4条 次に掲げる職員は、この規程の定めるところにより、教育	第4条 次に掲げる職員は、この規程の定めるところにより、教育	
長の権限に属する事務及び福山市教育長に対する事務委任等に関	長の権限に属する事務及び福山市教育長に対する事務委任等に関	
する規則(平成29年教育委員会規則第2号)の規定により教育	する規則(平成29年教育委員会規則第2号)の規定により教育	
長が専決することができる事務を専決するものとする。	長が専決することができる事務を専決するものとする。	
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)	
(4) 課長 <u>(課相当の室にあっては室長)</u> 、中央図書館長及び	(4) 課長、中央図書館長及び	
高等学校事務長(以下「課長等」という。)	高等学校事務長(以下「課長等」という。)	
(5) ~ (9) (略)	(5) ~ (9) (略)	
2 (略)	2 (略)	
(部長専決事項)	(部長専決事項)	

第5条 部長は、次に掲げる事項(学校教育部長にあっては、第1号に掲げる事項に限る。)について、専決することができる。ただし、第2号から第10号に掲げる事項については、県費負担教職員に関することを除く。

 $(1) \sim (10)$  (略)

(部次長等の専決事項)

第5条の2 部次長等は、前条の規定による部長の専決事項のうち、 部長が教育次長<u>(教育次長を置かない場合にあっては教育長)</u>の 承認を得て指定するものについて、専決することができる。

第5条 部長は、次に掲げる事項(学校教育部長にあっては、第1号に掲げる事項に限る。)について、専決することができる。ただし、第2号から<u>第8号</u>に掲げる事項については、県費負担教職員に関することを除く。

 $(1) \sim (10)$  (略)

(部次長等の専決事項)

第5条の2 部次長等は、前条の規定による部長の専決事項のうち、 部長が教育次長 の 承認を得て指定するものについて、専決することができる。

附則

#### 議第75号

福山市立幼稚園規則の一部改正について

福山市立幼稚園規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

### ○改正の概要

(改正理由)

2022年度(令和4年度)から福山市立幼稚園の長期休業期間中に預かり保育を実施できるようにするため、所要の改正を行う必要がある。

#### (改正要旨)

- 1 預かり保育の実施日に、長期休業期間中のうち、実施園の園長が定める日を追加するもの。 (第18条関係)
- 2 預かり保育時間に、長期休業中預かり保育日における時間を追加するもの。 (第19条関係)

#### (施行期日)

### 教育委員会規則第 号

福山市立幼稚園規則の一部を改正する規則

福山市立幼稚園規則(昭和41年教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現行
(実施日)
第18条 預かり保育の実施日は、福山市立幼稚園の管理及び学校
教育法の実施に関する規則(平成14年教育委員会規則第8号
)第7条第1項に規定する休業日を除いた
<u> </u>
とする。
(預かり保育時間)
第19条 預かり保育の時間は、第4条の規定により実施園の園長
が定めた教育時間終了後から午後5時までの間で保護者が希望す
る時間とする。

### (2) 長期休業中預かり保育日 午前8時30分から午後5時

# までの間で保護者が希望する時間

附則

### 議第76号

福山市立学校施設使用規則の一部改正について

福山市立学校施設使用規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

### ○改正の概要

#### (改正理由)

学校再編により福山市立内海中学校を廃止することに伴い,当該中学校の学校施設について,所要の改正を行う必要がある。

#### (改正要旨)

使用対象施設から内海中学校のテニスコートを削除するもの。

(第2条及び第7条関係)

### (施行期日)

### 教育委員会規則第 号

福山市立学校施設使用規則の一部を改正する規則

福山市立学校施設使用規則(平成15年教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行	
(使用対象施設及び使用時間)	(使用対象施設及び使用時間)	
第2条 (略)	第2条 (略)	
(1)~(3) (略)	(1) ~ (3) (略)	
(削る)	(4) テニスコート(福山市立内海中学校に限る。)	
_(4)_(略)	<u>(5)</u> (略)	
$2\sim4$ (略)	$2 \sim 4$ (略)	
(使用の許可申請)	(使用の許可申請)	
第7条 (略)	第7条 (略)	
2 申請書の受付期間は、屋内運動場、屋外運動場及び水泳プール	2 申請書の受付期間は、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール及	
にあっては使用予定日の3日前までとし、教室に	<u>びテニスコート</u> にあっては使用予定日の3日前までとし、教室に	
あっては使用予定日の2週間前までとする。ただし、教育委員会	あっては使用予定日の2週間前までとする。ただし、教育委員会	

#### 議第77号

福山市学校運営協議会規則の制定について

福山市学校運営協議会規則の制定については、別紙のとおりとする。

#### ○制定の概要

#### (制定理由)

保護者,地域住民等が学校の運営に参画し,当該運営への必要な支援及び協力を行うことにより,学校と保護者,地域住民等との信頼関係を深め,児童生徒の健全育成並びに地域の創意工夫を生かした特色のある学校づくりを推進することを目的として,本市の小学校,中学校,義務教育学校及び高等学校において学校運営協議会(以下「協議会」という。)を設置するに当たり,必要な事項を定める必要がある。

#### (制定要旨)

1 協議会の主な役割について定めるもの。 (第4条~第7条関係)

2 協議会の委員に係る基本的な事項について定めるもの。

(第8条~第12条関係)

3 協議会に置く会長及び副会長について定めるもの。 (第1

(第13条関係)

4 協議会の会議について定めるもの。

(第14条関係)

5 その他協議会の運営について定めるもの。 (第15条~第18条関係)

6 その他必要な事項について、教育長が別に定めることとするもの。

(第19条関係)

#### (施行期日)

教育委員会規則第 号

福山市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第16 2号)第47条の5に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に 関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、福山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限及び責任の下、保護者、地域住民等の学校の運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校の運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、児童生徒の健全育成並びに地域の創意工夫を生かした特色のある学校づくりを推進することを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる学校に協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を実施し、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

- 第4条 前条の規定により協議会を設置した学校(以下「設置校」という。)の校長は、 次に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。
  - (1) 学校運営方針
  - (2) 教育課程の編成に関する基本方針
  - (3) 学校の予算の執行計画
  - (4) 施設・設備等及びその管理に関すること。
  - (5) その他設置校の校長が必要と認めること。
- 2 設置校の校長は、前項の規定により承認を得た事項に基づき、学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

- 第5条 協議会は、前条第1項各号に掲げる事項のほか、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該設置校の校長に対して意見を述べることができる。
- 2 協議会は、第2条に定める目的を踏まえ、設置校の職員の任用に関する事項について 、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、当該設置校 の校長を通じて行わなければならない。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、設置校の運営状況等について評価を行うものとする。

(参画の促進)

第7条 協議会は、設置校の運営について、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が 促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(委員の任命)

- 第8条 協議会の委員は、15人(2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては20人)以内とする。
- 2 委員は、設置校の校長のほか、次に掲げる者のうちから、設置校の校長が推薦し、教育委員会が任命する。
  - (1) 設置校に在籍する児童又は生徒の保護者
  - (2) 設置校の校区内の地域住民
  - (3) 学識経験者
  - (4) 設置校の教職員
  - (5) その他設置校の校長が必要と認める者
- 3 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に定める非 常勤特別職職員とする。

(委員の任期等)

- 第9条 委員の任期は、任命の日からその任命の日の属する年度の末日までとする。ただ し、再任を妨げない。
- 2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同

様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
  - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
  - (3) その他協議会及び設置校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(委員の解任)

- 第11条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任する ことができる。
  - (1) 本人から辞任の申出があった場合
  - (2) 前条の規定に違反した場合
  - (3) その他解任に相当する事由が認められる場合
- 2 教育委員会は、前項第2号又は第3号の規定により委員を解任する場合は、その理由 を示さなければならない。

(報酬)

- 第12条 委員の報酬は、年額4,000円とする。
- 2 福山市の常勤の特別職若しくは一般職の職員又は福山市立学校に勤務する県費負担教職員が委員を兼ねる場合には、報酬は支給しない。
- 3 第9条第2項の規定による後任委員の報酬及び第11条第1項第1号に該当し解任した委員の報酬は、第1項に規定する年額の月割計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(会長及び副会長)

- 第13条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第14条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、当該設置校の校長と協議の上、会 長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。 (部会)
- 第15条 協議会は、必要に応じて部会を設けることができる。

(指導及び助言)

- 第16条 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。
- 2 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、 必要な情報提供に努めなければならない。

(運営規則)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、設置校において処理する。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

### 議第78号

2022年度(令和4年度)福山市教職員研修基本方針について 2022年度(令和4年度)福山市教職員研修基本方針を別紙のとおり定める。

○2022年度(令和4年度)福山市教職員研修基本方針【別紙】

### 2022年度(令和4年度)福山市教職員研修基本方針

#### I 目標

全ての研修において,「学び」を中心として理念と実践を往還させ,教職員の授業力と専門性の向上を図り,福山に愛着と誇りを持ち,変化の激しい社会をたくましく生きる子どもを育てる。

#### Ⅱ 求められる教職員像

- 文部科学省 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」における教職員の姿
  - ・ 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止めている。
  - ・ 教職生涯を通じて学び続けている。
  - ・ 子ども一人一人の学びを最大限に引き出している。
  - ・ 主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている。
- 広島県教育委員会「人材育成の基本方針」及び「求められる教職員像」

### 普遍的な事項

## 高い倫理観と豊かな人間性をもっている

子どもたちに社会のルールなどの倫理観や 感動する心などの豊かな人間性を身に付けさ せるためには、教職員自らが社会人としても 高い倫理観をもつとともに、幅広い教養など に裏付けられた豊かな人間性を身に付けてい ることが求められる。

#### 子どもに対する教育的愛情と教育に対する使命感をもっている

子どもたちの人格形成に携わるという職責から、教職員には、子どもに対する教育的愛情と、子どもを教え育てるという仕事に対する使命感をもっていることが求められる。

#### 専門性を発揮し,的確に職務を遂行できる

各学校が特色ある教育活動を展開し、子どもたち一人一人の個性を生かす教育を行うためには、教職員一人一人が、それぞれの専門性を発揮するとともに、自らの職責を自覚し、職務を的確に遂行することが求められる。

#### 社会や子どもの変化に柔軟に対応できる

変化の激しい社会にあっては、教職員一人一人が社会の変化や動向を踏まえながら、常に資質能力の向上に努めるとともに、子どもの変化やニーズを的確に把握し、柔軟に対応することなどにより、個に応じたきめ細かな指導を行うことが求められる。

新たな「教育県ひろしま」の創造に向けて 特に求められる事項

#### 確かな授業力を身に付けている

子どもたちに確かな学力や豊かな心などの「生きる力」を育むためには、学校教育活動の中心である日々の授業を、より質の高いものとする必要があることから、確かな授業力を身に付けていることが求められる。

#### 豊かなコミュニケーション能力を有している

相手に分かりやすく伝える,感受性を働かせ 豊かに表現するなどの「ことばの力」を子ども たちに育むために,「ことばの教育県づくり」に 取り組んでおり,この取組を推進するためにも, 豊かなコミュニケーション能力を有しているこ とが求められる。

#### 新たなものに積極的に挑戦する意欲をもっている

新たな「教育県ひろしま」の創造に向け, 教育の「中身づくり」を推進するためには, 教職員一人一人が,新たな課題に積極的に挑 戦する意欲をもち,その解決に向けて取り組 むことが求められる。

#### 他の教職員と連携・協働し、組織的に職務を遂行できる

各学校において、地域の状況等に応じて特 色ある学校づくりを推進するためには、組織 的な連携のもと、教職員一人一人が意欲と自 覚をもって学校運営に参画し、連携・協働し 一丸となって教育活動を展開することが求め られる。

# ふるさとに愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会をたくましく生きる子ども

2l世紀型 知識·技能 課題発見·解決力 コミュニケーション能力 創造力 挑戦する力 "スキル&倫理観" 粘り強さ 忍耐力 協調性 ローズマインド(思いやり・優しさ・助け合いの心)・・・

知的好奇心や意欲を発揮し, 分かる過程を通して→→

# 「子ども主体の学び」 全教室展開

→→「学びが面白い!」と実感する

### 指定研修

- \* 管理職研修
- \* 総括事務長·事務長研修
- \*「福山IOONEN教育」 推進研修
- \* 幼保小連携教育合同研修
- \* 個に応じた学びづくり研修 等

## 任意研修

- \* 教職員ニーズ研修
- \* 小学校外国語活動· 外国語研修
- \* 中学校外国語 「ラウンドシステム」研修
- \* 各種 ICT 研修 等

### 一斉研修

各校・グループ等で研究テーマに基づき、 「学び」を探究する

### 小·中·義務教育学校

- · 校内研修 · 中学校区研修
- ・ 中学校各教科・部会グループ別研修
- · 幼保小連携教育合同研修

### 職種別

- · 通級指導教室担当者研修
- · 養護教諭全体研修
- · 栄養教諭·学校栄養職員全体研修
- · 事務職員全体研修

## 法定研修

- \* 中堅教諭等資質向上研修
- \* 初任者研修 等

## 推薦研修

- \* 福山ティーチャーズ・ アカデミー
- \* こども発達支援センター 長期研修

# 総合講座

\* 福山教育フォーラム 等

# 教職員が起点となり,学び続ける研修

「認知のしくみ」から学習方法を見直す



ファシリテーション スキルを習得する

# 日々の授業を中心とした教育活動

「集合」と「オンライン」それぞれの」

### 【集合研修】

#### ☆ 授業研究,交流·協議

・授業での児童生徒のつぶやきや 細かな表情を基に意見交流・協議

#### ☆ 実践的なスキル・知識の習得



・端末の活用,外国語 活動でのチャンツ等, 実技・体験を通した理解

# 22 良さを生かしたハイブリッドな研修

#### 【オンライン研修】

### ☆ 多様な講師による研修の受講

・遠方にいる講師から,専門的な講話を聴き,質疑・応答

#### ☆ 個々に応じた研修

・自己テーマから内容 を選択して受講し, グループ協議



深化